



平成 19 年 10 月 15 日

各 位

会 社 名 比較.com 株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡邊 哲男
(コード番号 2477 東証マザーズ)
問合せ先 経営企画室長 岩館 徹
(TEL. 03 - 5447 - 6690)

ス ト ッ ク オ プ シ ョ ン (新株予約権) の発行に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 10 月 15 日開催の取締役会において、会社法第 238 条および第 240 条に基づき、当社の従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員等に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気をより高め、業容および健全な経営体質の確立と株主価値の向上を図ることを目的とするものです。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割当てる新株予約権の数

当社の従業員	38 名	152 個
当社子会社取締役	1 名	30 個
当社子会社従業員	1 名	4 個

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 186 株

なお、新株予約権発行日（以下、「発行日」という。）後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併する場合および会社分割、資本減少を行う場合等、その他株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で当該株式数を調整できるものとする。

(3) 新株予約権の総数

186 個（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は、当社普通株式 1 株とする。ただし、上記(2)に定める株式の数の調整を行った場合、1 個当たりの目的となる株式の数は同様の調整を行う。）ただし、上記（1）記載の割当予定者が新株予約権割当日において当社の従業員な

らびに当社子会社の取締役および従業員等たる地位を失っている場合、また割当予定数に対する申込みの総数が上記の総数に達しない場合は、その申込みの総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(4) 新株予約権の払込金額およびその算定方法

金銭の払込みを要しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権 1 個当たりの金額は、次により決定される 1 株当たりの価額（以下、「行使価額」という。）に(3)に定める新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における、東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が発行日の当社普通株式の普通取引の終値（当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、後者の価格とする。

なお、発行日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後に当社が時価を下回る価額で新株の発行（時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株予約権証券の行使に伴う株式の発行を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\frac{\text{既発行}}{\text{株式数}} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、発行日後に当社が他社と合併する場合および会社分割、資本減少を行う場合等、その他株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で行使価額を調整できるものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成 21 年 11 月 1 日から平成 23 年 10 月 31 日までとする。

(7) 新株予約権の権利行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時においても当社または当社子会社または当社の関係会社の役員または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただ

し、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

② その他の権利行使条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本金の増加額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。また残額は資本準備金に組み入れるものとする。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対して、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

(12) 新株予約権の割当日

平成19年11月1日

(13) 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しない。

以上